

港湾関係研究奨励助成事業 助成要綱

(趣旨)

我が国の経済社会を巡る環境は、経済のグローバル化の進展と東アジア地域の急成長から成熟化への転換、クルーズ船客を含む訪日外客数の急増、情報通信技術の発達、地球温暖化の進行、本格的な人口減少・高齢化社会の到来等、大きく変化しており、これらに対応した国土構造の形成や、国際的に競争力を備えた経済・社会の構築を進めていくことが求められている。また、安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まりを受けて、安全で美しく暮らしやすい国土の形成、恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承、創意工夫を活かした自立的な取組による観光・文化の振興や地域づくりを進めていくことが求められている。

このためには、港湾分野において、施設整備等のハード面の政策のみならず、効果的・効率的な港湾投資や港湾運営、産業、観光・文化政策との連携による地域振興施策を実施するために必要となる各種研究を推進していくことが重要である。

こうしたことから、本事業は、経済学、法学をはじめとする各種社会科学による港湾に関する研究を奨励し、その成果を今後の港湾行政に適切に反映させることを目指して、これらの研究を実施する学者、有識者等に対する助成を行うものである。

(助成対象研究分野)

港湾経営、港湾財政、港湾管理、港湾計画、港湾物流、港湾運送、港湾都市計画、公物管理、保安対策、港湾防災、港湾環境・景観等港湾に関する社会科学による研究であって、本事業の趣旨に合致すると認められるもの。

(助成対象者)

港湾関係研究奨励助成金（以下「助成金」という。）の申請をすることができる者（以下「助成対象者」という。）は、港湾に関する専門的知識を有すると認められる大学教員その他の有識者及びこれらの有識者からなる団体とする。

(申請方法)

助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、港湾関係研究奨励助成金交付申請書（様式1-①～1-③）（以下「申請書」という。）に記載事項を記入し、資料を添付の上、申込期限までに、社団法人 日本港湾協会 研究奨励助成事業事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

なお、申請者は、本助成金以外の他の助成金の交付を併せて申請しているときは、申請書にその旨を記載するものとする。

(審査及び通知)

- (1) 事務局は、受理した申請書を、速やかに港湾関係研究奨励助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 審査委員会は、委員会が定める港湾関係研究奨励助成審査基準に基づき、受理された申請書を審査するものとし、必要に応じ、ヒアリング等を実施するものとする。
- (3) 助成金交付の適否及び助成金の金額は、審査委員会における議論を踏まえ、委員長が決定するものとする。
- (4) 助成金交付の適否及び助成金額に係る決定の通知（以下「決定通知」という。）は、委員長による決定後、速やかに、事務局が、申請者に対し行うものとする。
- (5) 助成金の交付を受ける有識者（以下「助成有識者」という。）の氏名、所属機関、研究テーマ及びその概要は、事務局において公表するものとする。

(研究期間及び助成額)

- (1) 助成にかかる研究期間は、決定通知の受領後の翌年度の期間とする。
- (2) 助成金額は、1件につき、最大で100万円以内とする。
- (3) 同一の研究テーマによる助成金の申請は、2回までに限り、行うことができるものとする。

(助成金の交付等)

- (1) 助成有識者は、決定通知の受領後、研究の概要を添付した承諾書（様式-2）を事務局に提出した上、研究に着手するものとする。
- (2) 助成金は、承諾書の提出を確認の上、原則として研究着手時に積算額の半分の額を交付するものとし、残額は研究終了時に精算する。

(研究の成果報告)

- (1) 助成有識者は、研究終了時に、研究結果を取りまとめるとともに、これにあわせ研究成果報告書（様式-3-①、3-②）及び助成金に関する決算報告書（様式-4）を、事務局に提出するものとする。決算報告書には、経理関係書類および証拠書類を添付するものとする。
- (2) 助成有識者は別途事務局が東京都において開催する「助成研究成果報告会」（以下「報告会」という。）において、研究の成果を発表しなければならない。発表時間は

一件当たり概ね 30 分程度とする。

- (3) 報告会の時期と場所は、研究終了後 1 ヶ月以内の期間内で、事務局が助成有識者に対し、助成決定時に通知する。
- (4) 事務局は、受理した研究成果報告書を審査委員会に提出し、報告するものとする。
- (5) 事務局は必要に応じ、何時においても、助成有識者に対し、研究に関する報告、公表等を求めることができ、助成有識者はこれに協力するよう努めるものとする。
- (6) 助成有識者が、研究に係る成果を学術誌、雑誌等に公表するときは、本助成金の交付を受けた旨を明記しなければならないものとする。

(権利等の帰属)

- (1) 研究の成果は、助成有識者に帰属するものとする。なお、事務局は、公益のため、その成果を公表することができるものとする。
- (2) 研究の成果により生じた特許権等の権利は、原則として、助成有識者に帰属するものとする。また、研究の成果による権利及び義務に係る対応については、助成有識者の責任において行うものとする。

(助成金の使途及び経理)

- (1) 助成金の使途は、申請に係る研究に直接必要なものに限るものとし、原則として他の目的に使用可能なものを使途としてはならない。
- (2) 審査委員会が助成金に関する決算報告書の内容について、不相当と判断するものがあるとき、又は助成有識者が指定された期限内に研究成果報告書を提出できなかったときは、不相当とされた金額を事務局に返却するものとする。
- (3) 交付された助成金について余剰が生じたときは、助成有識者は、指定された期限内に、その額を事務局に返却するものとする。
- (4) 助成有識者は、助成金について別に経理するとともに、証拠となる書類を保管し、事務局はこれの提出を求めることができるものとする。